

第2期白岡市文化財保存活用地域計画

～地域の文化財を地域の手で守るために～

(概要版)



第2期白岡市文化財保存活用地域計画の目的

白岡市は、令和3年(2021)に「白岡市文化財保存活用地域計画」(以下「第1期計画」といいます)を作成し、行政や協力団体のみならず、市民や地域など多様な主体が連携して指定・未指定の区別なく総合的に把握し周辺環境まで一体的に捉えて文化財を守り、活かしていくための事業を進めてきました。計画期間は、令和3年(2021)度から令和7年(2025)度までの5か年度であるため、第1期計画を見直しました。

第1期計画で目指した市民提案型の関連文化財群「白岡遺産」制度の創設は、令和5年(2023)の「白岡遺産保存活用市民会議」の設立と運営という形で実を結び、従来までの指定・登録制度に加え、白岡市の文化財保護を支える仕組みが出来上がりました。市民提案型の文化財保護制度によって、関連文化財群を「白岡遺産」として認定し、末永く保存・活用していくための組織である白岡遺産保存活用市民会議が発足したことは、第1期計画作成時と比較し、文化財保護の幅が大きく広がったといえます。こうした状況から、指定・登録・白岡遺産による新たな文化財保護制度を運用し、定着させていくことを目的として、「第2期白岡市文化財保存活用地域計画」(以下「本計画」といいます)を作成しました。

令和8年7月

白岡市 白岡市教育委員会

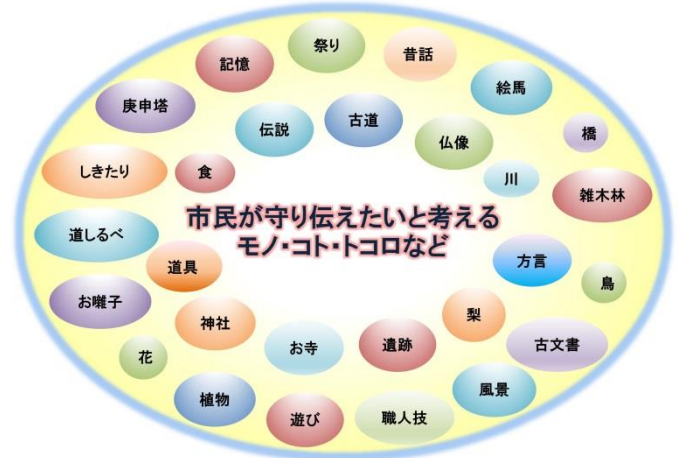
本計画の概要

●本計画で扱う「文化財」の範囲

文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の六つの類型に定義しています。また、文化財の保存技術や埋蔵文化財も保護の対象としています。

本計画は、文化財保護法で定める類型や指定か未指定かにかかわらず、市民が守り伝えたいと考えるモノ・コト・トコロ等のすべてを広く「文化財」として捉え、保存・活用の対象とします。

例えば、伝説、祭り、方言、職人技、風景、遊び、自然環境、食文化等も含まれます。



本計画で対象とする「文化財」

●計画期間

令和8年(2026)度から令和17年(2035)度までの10か年とします。

●第1期計画の評価

市民提案型の文化財保護制度として、「白岡遺産」制度を提唱し、それを運用するための組織である白岡遺産保存活用市民会議を設置できたことは、第1期計画の大きな成果です。また、仏像調査や文化財を守りながら活かす道筋を考える市民参加のワークショップの開催についても、着実に推進することができました。一方、ボランティアの育成や防災・防犯に関する取組は着手に至らなかった点も多く、課題を残しています。ボランティアの育成は、白岡遺産保存活用市民会議との協働の中で進めていくことが可能です。文化財の防災・防犯は、仏像調査を進めながら、随時、寺院を中心に文化財の所在や保管状況を確認しているところです。

当市では、令和3年(2021)度の白岡市文化財保護条例の一部改正において、地方登録制度を導入し、市登録文化財を登録することが可能となりました。加えて、市民提案型の保護制度によって関連文化財群を「白岡遺産」として認定し、末永く保存・活用していくための組織である白岡遺産保存活用市民会議が発足したことは、第1期計画作成時と比較し、文化財保護の幅が大きく広がったといえます。こうした状況から、指定・登録・白岡遺産による持続可能な文化財保護制度を運用し、定着させていくことが本計画の課題です。

■第1期計画の成果

- ・白岡遺産保存活用市民会議の設置
- ・仏像調査の実施
- ・文化財保存活用ワークショップの開催

■第2期計画の展望

- ・ボランティアの育成
- ・文化財防災・防犯体制の構築
- ・持続可能な文化財保護制度の運用



第1期計画で実施した仏像調査の様子

白岡市の歴史文化の特徴

自然・地理的環境、社会環境、歴史的背景、把握した文化財、人々の生活文化などの視点で分析し、5つの歴史文化の特徴を導き出すことができました。5つの文化財の特徴に共通するテーマを「水とともにあった人々の暮らし」と表現することとします。

I 二つの鎌倉街道と中世寺社群 ⇒ストーリー1・2・7

「鎌倉街道」の伝承をもつ道筋が二つあります。一つは、市域東部を縦貫するように残された鎌倉街道中道に比定される道筋で、沿線には中世起源の寺社が並びます。この道筋を基に、日光御成道が整備されました。もう一つは、小久喜の鬼窪尾張繁政館跡や寿楽院前から西進して、荒川の自然堤防沿いに南下する道です。

II 新田開発を巡る用排水路の開削と川の立体交差 ⇒ストーリー3

市域の水田地帯は緩傾斜で、河川後背湿地や沼地が多く排水の難しい土地でした。用排水路の開削で、水路同士を交差させる必要性から採用された「伏越」や「背越」などの構造は、開削や管理に大きな労力が必要でした。江戸時代の新田開発の歴史は、用排水路の開削と川の立体交差と排水を巡る争論の歴史であったといえます。

III 排水の苦勞を乗り越えてきた低地の暮らし ⇒ストーリー4

市域は低地を中心に排水に苦勞してきた地域です。特に大山地区は、柴山沼や皿沼、南の元荒川と北の星川に挟まれた土地柄もあり、絶えず排水に苦勞してきました。しかし、水のもたらす災いや不便さを乗り越え、水を味方につけてきました。そして、その魅力を引き出して、水とともに暮らしてきました。

IV 新井白石の残した歴史文化 ⇒ストーリー5

6代将軍徳川家宣の儒臣として旗本となった新井白石は、野牛村に後背湿地の排水路「白石様堀」を開削させ、見事な美田に変えたほか、救荒対策として「郷倉」を設けました。こうした善政により村人も白石を慕い、毎年白石の命日である5月19日は「筑後様まつり」として継承されています。

V 篠津天王様の祭礼に見る近世町場の面影 ⇒ストーリー6

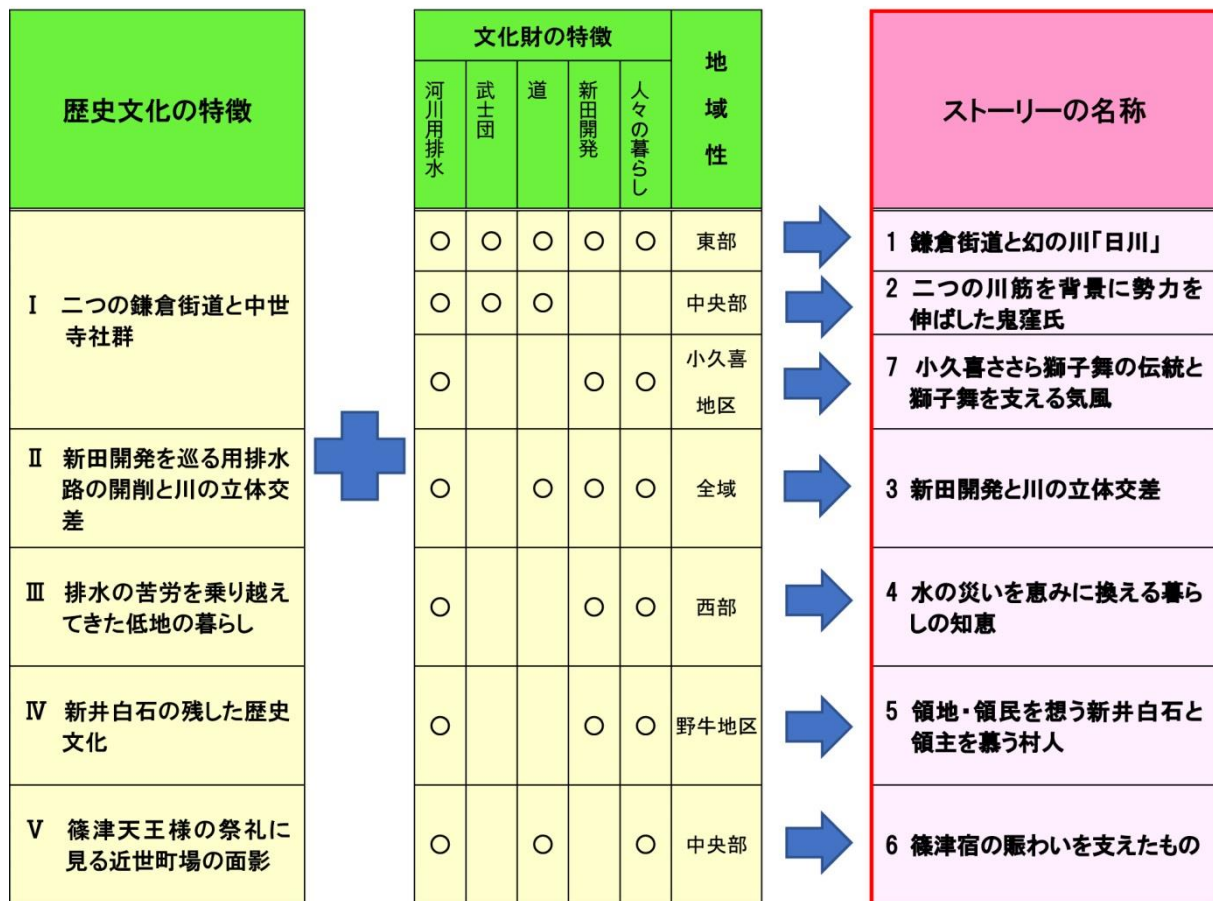
篠津は、野与党鬼窪氏の本拠地として開発され、近世を迎えると日光街道粕壁宿と中山道鴻巣宿とを結ぶ脇往還の町場として栄えます。また、元荒川の水運を利用して、近郊の木綿などの流通拠点となったことが知られています。町場「篠津」の繁栄は、篠津の天王様の祭礼にその面影を残しています。

関連文化財群の設定

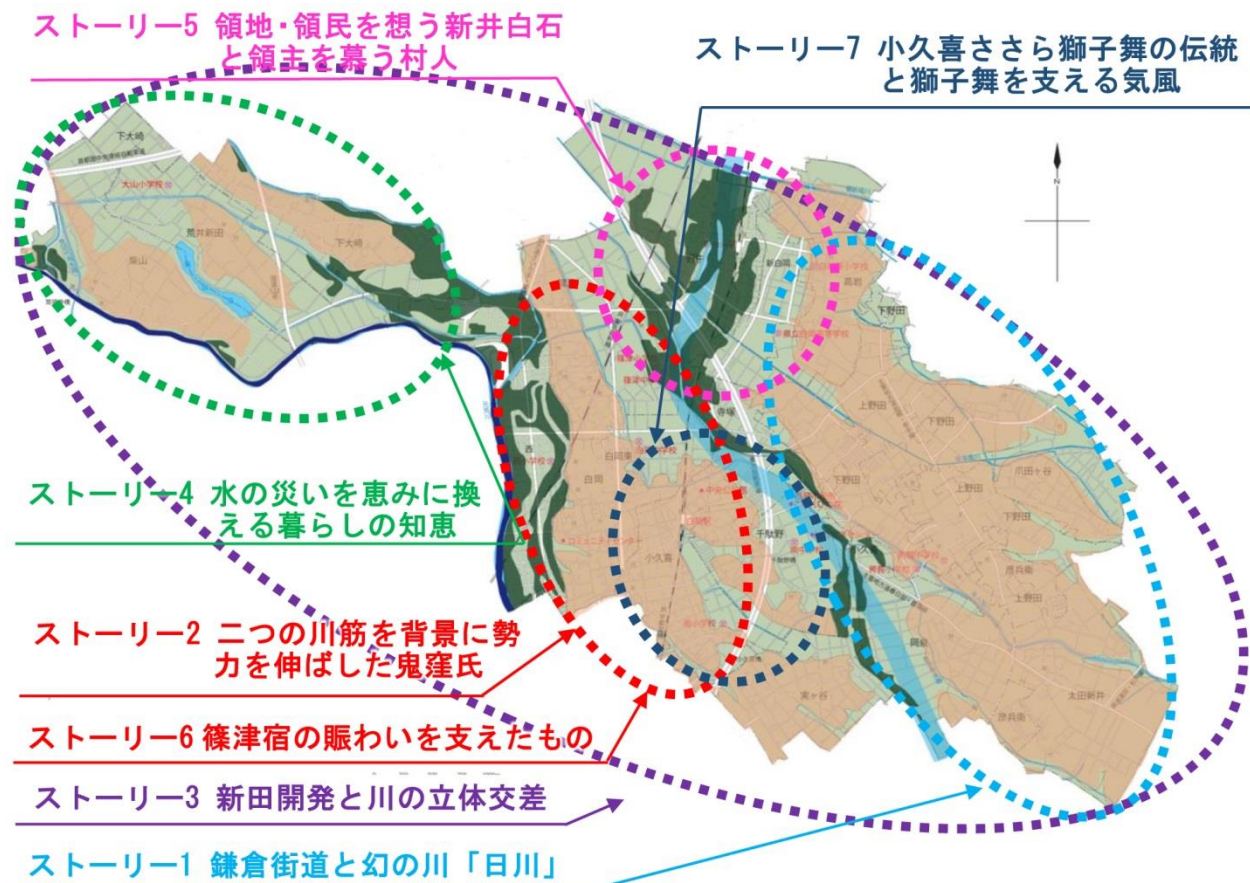
本計画における歴史文化とは、いわゆる文化財6類型にとどまらず、文化財とそれを取り巻く自然環境や周辺の景観、地名や伝承、伝統的な生活文化さらに文化財を守り支える人々の活動などを含めた総体であると捉えています。これらを共通のストーリーでつなげ、一体のものとして価値付けできるまとまりとしたものを関連文化財群と呼びます。

白岡市の歴史文化の5つの特徴を軸に、関連する文化財が個々に持つ特徴や地域性などを総合し、個々の文化財の魅力や価値をわかりやすく表すストーリーで結びつけ、7つの関連文化財群を設定しました。7つの関連文化財群は、様々な文化財の総合的な保存と活用を行うモデルとします。

この関連文化財群は、市民の皆さんとともに実施したワークショップの成果を基に設定し、白岡遺産保存活用市民会議の認定を受けたものでもあります。なお、7つ目の関連文化財群である「小久喜さら獅子舞の伝統と獅子舞を支える気風」は、第1期計画作成後に開催した「白岡遺産の作り方講座」の成果をもとに設定したものです。



歴史文化の特徴とストーリーの関係



7つのストーリーの地理的展開状況

ストーリー1 鎌倉街道と幻の川「日川」

市域東部に「鎌倉街道中道」に比定される道筋が残されています。沿線に中世起源の寺社が並び、この道筋をもとに近世に、日光御成道が整備されました。街道が通る台地の西側は、古代から中世は利根川本流筋であった「日川」が流れており、川沿いは近代になると「日勝村」を構成するエリアの中核となりました。

ストーリー2 二つの川筋を背景に勢力を伸ばした鬼窪氏

篠津地区は、利根川筋と荒川筋の最接近点で水運の便がよく、古代の鉄生産の拠点でした。このことから、武蔵七党に数えられる野与党鬼窪氏が目を着けて土着します。鬼窪氏は篠津を拠点に、白岡支台ほぼ全域を勢力下に治め、血縁のある氏族は周辺に拡大しました。

ストーリー3 新田開発と川の立体交差

市域は勾配のゆるい土地柄です。排水の悪い河川後背湿地や沼地が多く、さらに大山地区では埋没ロームの存在が排水問題に拍車をかけました。市域には、多数の用排水路が網の目のように配され、その結果生じた「川の立体交差」は、この地域の自然風土と人々の知恵との結晶です。

ストーリー4 水の災いを恵みに換える暮らしの知恵

大山地区は、柴山沼をはじめ、元荒川や星川の形成した沖積地や後背湿地に位置し、下流を埋没ロームで閉ざされているため排水が悪く、湛水に苦しめられてきました。沼の周囲の村々の暮らしは排水に悩まされてきましたが、「堀上田^{ほりあげだ}」という耕作法や梨栽培など、知恵を絞って災いを恩恵に換えてきました。

ストーリー5 領地・領民を想う新井白石と領主を慕う村人

6代将軍徳川家宣の儒臣として活躍した新井白石の領地であった野牛地区は、白石ゆかりの文化財が大切に受け継がれています。野牛地区で毎年白石の命日に開催される「筑後様まつり」は、領主としての白石が敷いた善政と、これを慕った領民との良好な関係を示すものとして継承されています。

ストーリー6 篠津宿の賑わいを支えたもの

近世を迎えた篠津は、日光街道粕壁宿と中山道鴻巣宿とを結ぶ脇往還の町場として栄えました。元荒川の水運を利用した木綿を中心とした産業とその流通、商工業の発達による地域教育の振興、久伊豆神社の社殿彫刻や各耕地に残る豪華な彫刻の5台の山車などに認められる芸術などが、篠津の宿の賑わいを物語っています。

ストーリー7 小久喜ささら獅子舞の伝統と獅子舞を支える気風

小久喜の獅子舞は、文政11年（1828）に伝来したといわれ、獅子舞を大切に思う地域の人々の心が1つとなり、地域に根差した伝統芸能として長く継承されています。3頭立ての獅子舞で、舞とともに関連するしきたり、古文書などが残されています。地元の南小学校郷土研究クラブでも、昭和61年（1986）から子ども達による獅子舞の継承活動が続けられています。

本ストーリーは第1期計画期間中に新たに設定したストーリーです。

小久喜さら獅子舞の伝統と獅子舞を支える気風

関連文化財群のストーリーの内、新たに設定した「小久喜さら獅子舞の伝統と獅子舞を支える気風」を取り上げて紹介します。

小久喜の獅子舞は、「獅子連中例記」によると文政11年（1828）に深作村（現さいたま市見沼区深作）から伝来したといわれています。

獅子舞は大獅子、中獅子、女獅子の3頭の獅子と笛吹き、ささら摺り、天狗、歌方などで構成され、悪霊退散や雨乞い、五穀豊穡など民衆の素朴な祈願を込めて奉納されてきました。

昭和61年から始まった地元の南小学校郷土研究クラブの子ども達による獅子舞の継承活動が続けられており、地域に根差した伝統芸能として長く継承されています。

獅子舞は、モノとしての獅子頭や装束だけでなく、舞を伝承する人にも、三人一組で舞う「舞い方」や「笛吹き」「ささら摺り」などそれぞれの役割ごとに細かく約束があったり、相互の呼吸を合わせたりしながら一つの芸能として出来上がる仕組みですので、どれか一つが欠けても成立しません。

また、もともと神前への奉納を目的とするため、獅子舞の演目はもちろん、「ブク」といって身内の服喪中の人があると奉納できないなどの禁忌事項があるほか、稽古初めから奉納後のナオライにいたるまで様々なしきたりがあります。残されてきた記録類、伝承なども重要な意味を持っています。

一方、獅子舞を見る側にも様々な祈りや願いがあり、獅子連中への差し入れや賄いをしたり、家族はもちろん親戚にも声を掛け御馳走を作ってふるまったりして喜び感謝する気風が育まれてきました。

小久喜のさら獅子舞は、舞い方だけではなく、獅子舞を大切に思う地域の人々の心が一つになって守られてきた歴史文化だといえます。時代とともに、薄れてきている部分はありますが、これからも地域の伝統文化を地域の手で守り続ける模範として末長く大切にすべきものだといえます。



小久喜の獅子舞



小久喜の獅子舞
隠居獅子頭



雨乞い感謝の木札



日川推定流路



雨乞獅子、龍獅子
（雨乞い行列）



道化役としての天狗



シバと天幕



南小学校郷土研究クラブ（練習）

～ストーリーの文化財～

小久喜久伊豆神社、小久喜の獅子舞、小久喜の獅子舞 隠居獅子頭、獅子頭、装束、笛の曲目、獅子舞と笛のジゴト、舞い方、ささら、幟、シバと天幕、ハナ（花）作り、神楽殿、獅子舞の歌、ゴシュウギ（御祝儀）、道化役としての天狗、小麦まんじゅう、獅子連中例記、獅子連中親方申込記、雨乞い獅子、龍獅子、雨乞い感謝の木札、南小学校郷土研究クラブ

文化財の保存・活用に関する将来像・課題・方針・取組

将来像 郷土の文化財に親しみ、理解し、みんなの力で守り伝える
活気あふれる歴史文化都市

基本方針	課題の例	方針の例	取組の例
基本方針1 文化財を調べる	○実施されていない調査分野がある 等	○未実施の調査分野の調査を推進する。 等	2 建造物調査 主に戦前までを対象にエリアを設定して実施する。外部指導者を招聘して実施する。 ■市民、行政 ■R8～17
基本方針2 文化財を守り伝える	○無形の民俗文化財や祭り・行事等の継承が困難になってきている ○文化財の防災体制を築く必要がある ○文化財ボランティア組織が立ち上がっていない 等	○無形の民俗文化財や祭り・行事等の文化財伝承活動を適切に支援する。 ○地域と協力して適切な文化財の防災体制を構築する。 ○行政とは全く別な視点から文化財の保存・活用に取り組むボランティア組織の育成や連携を促進し、優れた活動を顕彰する。 等	20 無形の民俗文化財や祭り・行事の記録作成 映像記録を作成する。 ■地域、行政 ■R11～17 26 災害時の文化財救出マニュアルの整備 地域と連携した文化財防災、救出マニュアルを整備する。 ■市民、地域、行政 ■R11～17 34 文化財ボランティアの育成 文化財や白岡遺産のガイドや管理活動に関するボランティアを育成する。 ■市民、地域、行政 ■R8～17
基本方針3 文化財を知る	○文化財に関するイベントが固定化してしまっている 等	○文化財を活用した様々なイベント開催を促す。 等	51 ユニークベニューの促進 社寺等を会場として活用した文化財啓発に資する様々なイベントの開催を支援する。 ■市民、地域、行政 ■R15～17
基本方針4 文化財を支える	○行政、地域住民、地元企業それぞれの活動が連動しておらず、効果があがらない 等	○担い手同士のネットワーク化を推進する。 等	58 白岡遺産の支援協力体制の整備 白岡遺産の支援協力体制の整備を推進する。 ■市民、地域、行政 ■R8～17

スローガン： 地域の文化財を地域の手で守る

白岡遺産による市民提案型文化財保護制度

●「白岡遺産」制度創設の背景

本計画のスローガンとした「地域の文化財を地域の手で守る」ためには市民が地域の文化財を守るための制度が求められます。

地域の伝統文化や祭礼・年中行事などは、市民の手によって守り伝えられてきました。地域の方々が地域の伝統文化を大切だと感じ、積極的に守り伝えていこうという意識を持たなければそれらはやがて失われてしまいます。

天王様やオシシサマなどの祭りは、比較的しっかりと伝えられていますが「庚申講」や「稻荷講」など地域の小集団によって守られてきた行事は、担い手の高齢化やコミュニティの希薄化とともに激減しています。比較的しっかりと伝承されてきた祭りでさえ内容の変容、簡略化などが心配され、これらを最小限に食い止めることが大きな課題です。

伝統行事が維持されていくことの意義や維持することのメリットを感じられないことも大きな原因のひとつです。別角度から見ると行政、地域、地元企業や関係団体などそれぞれの活動が連動しておらず、十分な効果が上げられていないことも課題です。

行政が主体的に行うべき取組と、地域が主体となって行う取組それぞれが大切です。両者が呼応し相乗効果を上げていくこと、これに地域企業などが協賛することで伝統と新風が融合した新たな文化の創造を支援すること、それを担う組織と制度が必要とされてきました。

●「白岡遺産」制度と白岡遺産保存活用市民会議の役割

第1期計画において、市民提案型の文化財保護制度として「白岡遺産」制度を提唱し、その創設を目標としました。そして、第1期計画期間中に制度の創設を果たしています。

「白岡遺産」制度とは、白岡市の歴史文化を象徴し、「白岡市民として誇りうるもの」、「守り伝えてゆきたいもの」を一体的・総合的に守り伝えていくための方策の一つとして、市民なら誰でも関連文化財群を提案することができる仕組みのことです。「白岡遺産」の対象となるものは、既に指定されている文化財はもちろんですが、未指定の文化財や、伝承・伝説、ふるさとの自然や気候風土、文化財を支える人々の活動など、これまでの「文化財」の概念を超え、市民が守り伝えたいと考えるモノ・コト・トコロなど、様々なものが含まれる可能性があります。これらをストーリーやキーワードで結び、保存・活用の対象とし、複数の市民からなる保存団体を組織し、どのような活動を行い、どのように保存・活用していくのか具体的な「事業計画」とともに「白岡遺産」として申請します。この申請を受けて、内容を審査し認定する機関として民間団体の白岡遺産保存活用市民会議が存在します。

白岡遺産保存活用市民会議の必要性と役割についても第1期計画において提言しました。第1期計画に基づき、令和5年（2023）7月に白岡遺産保存活用市民会議を設立しました。白岡遺産保存活用市民会議は、市民団体からの申請を受けて、その内容を審査し、「白岡遺産」として認定するほか、団体活動の支援、文化財の活用に関する提案、まちづくり団体等との連携・調整、情報発信及び「白岡遺産」の守り手同士の連携や包括的な保存・活用の取り組みなどを行います。

今後、白岡遺産保存活用市民会議が、市観光協会や商工会等との連携を強化し、情報発信や必要に応じて文化財の保存・活用を取り込んだまちづくりや地域おこしに資する事業提案を行うことができるような組織となれば、市民の提案をさらに発展させ、地域づくりにまで高めることが可能となり、市民の理解促進にもつなげることができるでしょう。

今後、市民が提案する「白岡遺産」を増やしていくことを目標とします。そのことによって、関連文化財群を守ろうとする人たちや組織を増やしていくことで、市民と協働での文化財保護を根付かせることができるからです。将来、市民の皆さんが何かしらの「白岡遺産」の保護に関わっています、という社会になれば、そのとき、白岡市は、真に「地域の文化財を地域の手で守るまち」になれたといえることができるでしょう。



白岡遺産制度の概要

第2期白岡市文化財保存活用地域計画
～地域の文化財を地域の手で守るために～
(概要版)

令和8年7月17日 印刷

令和8年7月31日 発行

発行 白岡市・白岡市教育委員会

担当：教育部 生涯学習課 文化財保護担当

住所：埼玉県白岡市千駄野 432

電話番号：0480-92-1894

メール：syougaiakusyu@city.shiraoka.lg.jp

市ホームページで地域計画全文を掲載しています。

ぜひ、ご覧ください。



地域計画 HP

QR コード